

序 章

はじめに

- 1 都市計画マスタープランとは
- 2 計画を改定する背景と目的
- 3 計画の対象区域
- 4 計画の期間と目標年次
- 5 計画の位置づけ
- 6 策定体制

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、平成4（1992）年の都市計画法改正により創設された制度であり、都市計画法第18条の2に示されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

市町村が主体となって策定し、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした計画です。

2 計画を改定する背景と目的

多気町は、平成18（2006）年1月1日に多気町と勢和村が合併して現在の多気町が誕生し、同年9月15日に都市計画区域へ編入したことを契機として、計画的な都市づくりを進めるために多気町都市計画マスタープランを策定しました。その後、平成29年に第2次多気町都市計画マスタープランを策定しています。

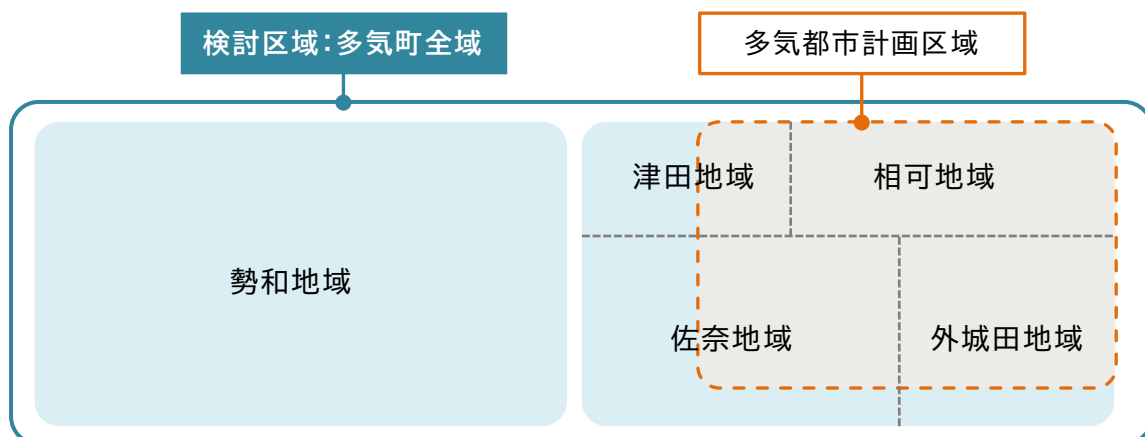
第2次計画の策定から約8年が経過する中で、人口減少や少子高齢化の進行、都市インフラの老朽化とそれに伴う維持管理費の増大、自然災害の頻発・激甚化など、まちを取り巻く課題が顕在化しています。

以上を踏まえて、改めてまちの将来像を設定し、まちづくりの方針や総合的な土地利用の方針などを示すため、第2次多気町都市計画マスタープランを改定し、第3次多気町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」と言う。）を策定します。

3 計画の対象区域

都市計画マスタープランは都市計画の基本的な方針であることから、都市計画区域を対象に策定するものですが、多気町においては、町の総合的なまちづくりの方針を定める計画であるため、都市計画区域外も含めた行政区域全体を対象に検討を行うものとしします。

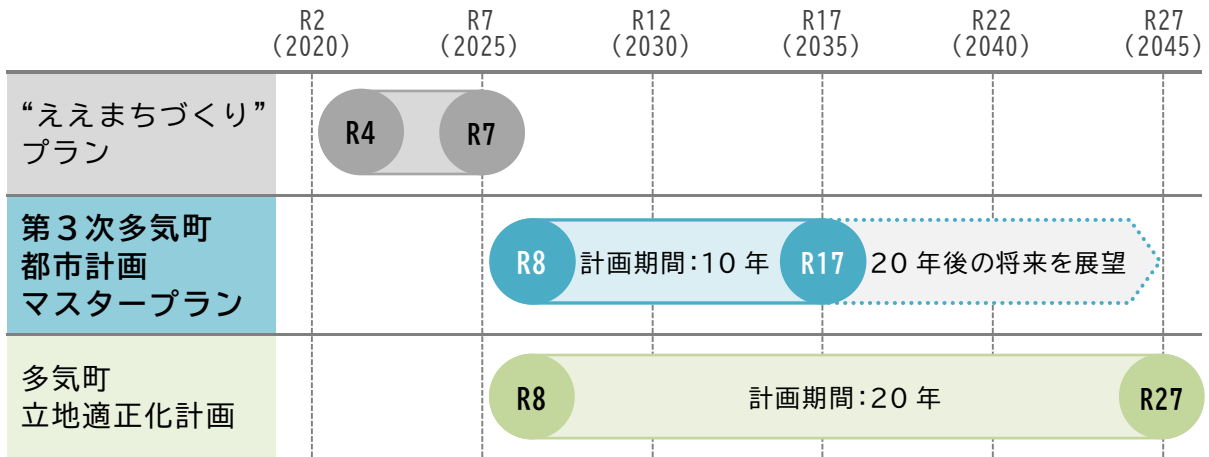
なお、地域別構想の検討対象エリアは5つの小学校区とし、相可地域、佐奈地域、津田地域、外城田地域、勢和地域で構成します。



4 計画の期間と目標年次

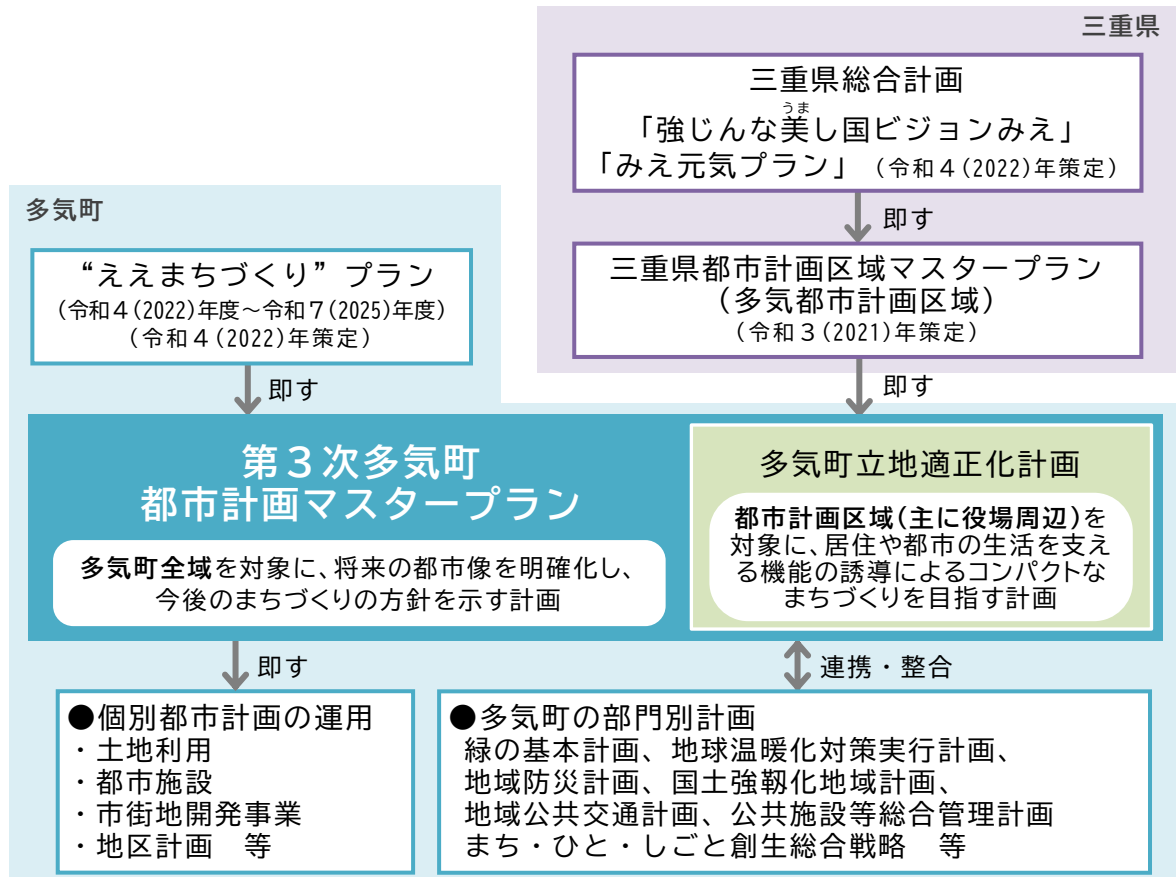
本計画は、人口減少や少子高齢化などを踏まえた長期的なまちの姿を展望した上で、目指すべきまちづくりの目標とその実現に向け道路・公園などの都市施設を整備し、また、土地利用など時間をかけて緩やかに誘導していくため、20年後の将来を展望した上で、10年後の令和17(2035)年を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や上位・関連計画との適合・整合を図るため、5年後の令和12(2030)年を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。



5 計画の位置づけ

本計画は、上位計画に即しつつ、関係する個別計画と連携・整合をとり、定めます。



6 策定体制

地域別意見交換会や町民意識調査などを通じて、町民の意見を十分に反映して策定します。

